

## 社会福祉法人光福社会 女性活躍法における行動計画

女性がより仕事と家庭の両立が出来るよう、雇用環境の整備を行うために次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日

2, 当法人の課題

課題1：結婚・出産・育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した職員に対する再雇用制度がなく、実際に再雇用した実績がない。

目標 1 結婚・出産・育児・介護・配偶者の転勤等を理由に退職した職員に対する再雇用制度の導入・利用促進を行う。

〈対策〉

- 2019年 4月～再雇用制度新設
- 2019年 5月～再雇用制度利用促進・再雇用開始

課題2：離職率が高いので、離職率を下げる必要がある。

離職率 2018年度(予定) 35.3%

離職率算出方法 対象年度総退職者数 ÷ 対象年度4/1現在の職員数 × 100

目標 2 2019年度離職率を最低25%までに減少させる。以降、離職率維持を行う。

〈対策〉

- 2019年 4月～離職理由から何か対策ができないか考え、研修等が必要であれば行う。随時対策を施していく。

目標 3 年次有給休暇取得促進の為に、最低取得日数を設定し実行する。毎年半年に1回は有給休暇取得状況の確認と取得推進を行う。

毎年度4月1日に以下の有給休暇付与日数を与えられた者は、以下の最低有給休暇取得日数の取得推進を行う。(育児等で休業中の者は除く)

有給休暇付与日数		最低有給休暇取得日数
20日	→	10日
19日	→	9日
18日	→	8日
17日	→	7日
16日	→	6日

〈対策〉

- 2019年 4月～年次有給休暇取得推進を職員に知らせる。
- 2019年10月～毎年半年に1回は有給取得状況の確認と取得推進を行う。